

大田原市建設関連業務委託契約書作成の際の留意事項について

市ホームページに掲載している「大田原市建設関連業務委託契約書」については、以下の点にご留意のうえ、契約書を作成してください。

- 1 建築士法の規定により記載すべき（変更）事項 2 枚（23～24 ページ）については、該当の有無にかかわらず、必ず添付してください。なお、該当しない場合は、斜線をひいてください（2枚とも）。
- 2 共同企業体での契約又は複数年契約の場合は、内容が異なりますので、お問い合わせください。